

## 可児市国民保護計画（原案） 新旧対照表

	頁	行	題名	変更前（9月14日現在）	変更後	変更理由	備考
1	1	10	1 市の責務及び市国民保護計画の位置付け等	(1)市の責務 … <u>市民</u> の協力を得つつ、…。	(1)市の責務 … <u>住民</u> の協力を得つつ、…。	適切な表現に修正する。	地方自治法第1条の2第1項 武力攻撃事態対処法第5条
2	3		4 用語の定義	記述なし	<u>4 用語の定義</u> …	資料ではなく本編に追加記載する。	
3	7	2		武力攻撃等から <u>国民</u> の生命、身体及び財産を保護し、 <u>国民生活</u> 等への…。	武力攻撃から <u>住民</u> の生命、身体及び財産を保護し、生活等への…。	適切な表現に修正する。	地方自治法第1条の2第1項 武力攻撃事態対処法第5条
4	8	2	6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	市は、指定公共機関及び <u>指定地方公共機関</u> の国民保護措置の実施方法については、 <u>指定公共機関及び指定地方公共機関</u> が…。	市は、 <u>放送事業者である指定公共機関等が実施する国民保護措置について、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮するとともに、指定公共機関等の国民保護措置の実施方法について、指定公共機関等が…。</u>	追加記載する。	法第7条第2項
5	10	枠内	1 関係機関の事務又は業務の大綱	(3)指定地方行政機関 大阪防衛施設局 記述なし	(3)指定地方行政機関 大阪防衛施設局 <u>米軍施設内通行等に関する連絡調整</u>	追加記載する。	県危機管理課
6	10	枠内	1 関係機関の事務又は業務の大綱	(3)指定地方行政機関 記述なし	(3)指定地方行政機関 <u>原子力事務所</u> <u>原子力発電所等の安全確保</u>	追加記載する。	県危機管理課
7	13	20	1 地理的特徴		(4)気象について、17年の気象データとする。	最新のデータとする。	
8	13	下から7	2 社会的特徴		(1)人口について、17年国勢調査及び18年4月本市登録データとする。	最新のデータとする。	
9	14	21	2 社会的特徴		(3)産業について、最新統計データとする。	最新のデータとする。	県農政課
10	15	14	2 社会的特徴	道路 …国道3路線（21号線、41号線、248号線）…。 <u>鉄道</u> …東濃鉄道が <u>8路線</u> 、 <u>名古屋鉄道</u> が <u>3路線</u> で…。	道路 …国道3路線（21号、41号、248号）…。 <u>公共交通機関</u> …東濃鉄道が <u>10路線</u> （ <u>YAOバスを含む。</u> ）で…。	適切な表現に修正する。また最新のデータとする。	県建設政策課

11	17	枠内	1	市における組織・体制の整備	事態認定後 県内の本市以外の市町村が…。	事態認定後 県内の本市以外の市町村、又は本市にも影響が及ぶ可能性のある県外の市町村が…。	適切な表現に修正する。	県危機管理課
12	17	下から7	1	市における組織・体制の整備	24時間即応体制の確立 市は、武力攻撃事態等が発生した場合において…。	24時間即応体制の確立 市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において…。	適切な表現に修正する。	県危機管理課
13	18	2	1	市における組織・体制の整備	職員の配置等 <u>可児市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）</u>	職員の配置等 <u>市対策本部</u>	用語の定義において記述する。	
14	18	下から7	1	市における組織・体制の整備	国民の権利利益の救済に係る手続等 市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、…総合的な窓口を開設する。	国民の権利利益の救済に係る手続等 市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合には、…総合的な窓口を <u>国民保護担当課</u> に開設する。	適切な表現に修正する。また、事前周知のため部署を記載する。	県危機管理課
15	19	枠内	1	市における組織・体制の整備	<損害補償> <u>県知事からの指示による医療の実施の要請等によるもの。（法第85条第1項、第2項）</u>	削除	県の業務のため削除する。	法第160条第2項 施行令第44条第2項
16	19	下から8	1	市における組織・体制の整備	国民の権利利益に関する文書の保存 …配慮を行う。	国民の権利利益に関する文書の保存 …配慮を行う。 市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。	モデル計画の記述に合わせる。	県危機管理課
17	20	1	2	関係機関との連携体制の整備	記述なし	<u>関係機関の連絡先の把握</u> 市は、関係機関の連絡先を把握するとともに、随時その更新を行う。なお、関係機関の連絡先は資料に掲載のとおりである。	関係機関の連絡先、担当部署等の把握について、追加記載する。	県危機管理課
18	21	14	2	関係機関との連携体制の整備	医療機関との連携 …連携を図る。	医療機関との連携 …連携を図る。 また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。	モデル計画の記述に合わせる。	県危機管理課
19	22	10	3	通信の確保	(1)非常通信体制の整備 …関係省庁や非常通信協議会との連携にも十分配慮する。	(1)非常通信体制の整備 …関係省庁や <u>県、主要事業者等で構成された非常通信協議会</u> との連携にも十分配慮する。	協議会の構成を記述する。	県危機管理課

20	25	2	4	情報収集・提供等の体制整備	安否情報の種類及び報告様式 市は、…安否情報に関し、 <u>県に報告する。</u> 市が収集する安否情報は、次のとおりである。 なお、市が県に安否情報を報告する様式は、 <u>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年3月28日総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)</u> の様式第3号による。	安否情報の種類及び報告様式 市は、…安否情報に関して <u>収集し、また、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)</u> の様式第3号により県に報告する。 市が収集・報告する安否情報は、次のとおりである。	適切な表現に修正する。	県危機管理課
21	25	17	4	情報収集・提供等の体制整備	【収集・報告すべき情報】 (オ)住所 (カ)国籍(日本国籍を有しない者に限る。) 上記(ア)～(キ)に加えて) (ク)死亡の日時…。 (ケ)遺体が安置…。	【収集・報告すべき情報】 (オ)住所(郵便番号を含む。) (カ)国籍 上記(ア)～(キ)、(サ)、(セ)に加えて) (ソ)死亡の日時…。 (タ)遺体が安置…。	適切な表現及び記号に修正する。	安否情報省令第1条
22	26	17	5	研修及び訓練	研修機関等の活用 市は、…財団法人県消防学校等の研修機関の…。	研修機関等の活用 市は、…財団法人県消防学校、 <u>財団法人岐阜県市町村職員研修センター</u> 等の研修機関の…。	当該施設についても利用機会が多いため、追加する。	県危機管理課
23	26	下から5	5	研修及び訓練	市における訓練の実施 …実施する。	市における訓練の実施 …実施する。 <u>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。</u>	県警察、自衛隊等との連携についても記述する。	県警察本部
24	31	枠内	6	生活関連等施設の把握等	記述なし	別表のとおり	モデル計画の記述に合わせる。	県危機管理課
25	32	4	1	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	(1)防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、… <u>国民保護措置に係る住民の避難や避難住民等の救援に必要な備蓄と防災に…。</u>	(1)防災のための備蓄との関係 国民保護措置に必要な物資や資材については、… <u>国民保護措置に必要な備蓄と防災に…。</u>	避難や救援のみでなく応急復旧等外の措置も考えられることから表現を修正する。	県危機管理課
26	34	4	1	国民保護措置に関する啓発	(1)啓発の方法 市は、… <u>国民保護措置における住民の避難や救援の仕組みなど、国民が自らの生命、身体及び財産を守るという観点から知っておくべき知識等についての啓発を行うよう努める。</u>	(1)啓発の方法 市は、… <u>国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うよう努める。</u>	適切な表現に修正する。	県危機管理課

27	35	16	1	初動体制	…最小化を図る。	…最小化を図る。また、 <u>警察官職務執行法等に基づき警察官が行う避難等の措置、警戒区域の設定等が円滑になされるよう緊密な連携を図る。</u>	事態認定前においても緊密な連携が必要であるため追加記載する。	県警察本部
28	38	1	1	市対策本部	国民保護措置に関する総合調整 …市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。	国民保護措置に関する総合調整 …市が実施する <u>市内の</u> 国民保護措置に関する総合調整を行う。	適切な表現に修正する。	法第 29 条第 5 項
29	38	8	1	市対策本部	県対策本部長に対する総合調整の要請 …要請することを求める。	県対策本部長に対する総合調整の要請 …要請することを求める。 <u>この場合において、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。</u>	要請の用件について記述する。	県危機管理課
30	39	1	2	現地調整所	(2)…設置することから、現場の活動上の便宜から最も適した場所に <u>テント等を用いて</u> 設置する。	(2)…に設置することから、 <u>あらかじめ決められた一定の施設や場所だけでなく、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等も用いて</u> 設置する。	適切な表現に修正する。	県危機管理課
31	39	下から 2	3	通信の確保	(1)情報通信手段の確保 …情報通信手段を確保する。 <u>また、県総合防災情報システムを活用して被災情報等を県に報告するとともに市民に対する正確かつ積極的な情報提供を行う。</u>	(1)情報通信手段の確保 …情報通信手段を確保する。	通信手段の確保には該当しないため削除する。	県危機管理課
32	40	下から 2	3	通信の確保	(3)通信輻輳により生じる混信等の対策 …避難先地域当に配置し、通信を確保するための…。	(3)通信輻輳により生じる混信等の対策 …避難先地域当に配置し、 <u>自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための…。</u>	国民の保護に関する基本指針の記述に合わせる。	県危機管理課
33	41	7	2	県、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請	2 <u>県知事</u> 、指定行政機関の… (1) <u>県知事</u> への措置要請 <u>市長</u> は、…必要があると認めるときは、 <u>県知事</u> に対し…。 (2) <u>県知事</u> に対する…措置要請 <u>市長</u> は、… <u>県知事</u> に対し…。 (3) <u>指定公共機関…</u> への措置要請 <u>市長</u> は、…必要な要請を行う。	2 <u>県</u> 、指定行政機関の… (1) <u>県</u> への措置要請 <u>市</u> は、…必要があると認めるときは、 <u>県</u> に対し…。 (2) <u>県</u> に対する…措置要請 <u>市</u> は、… <u>県</u> に対し、…。 (3) <u>指定公共機関…</u> への措置要請 <u>市</u> は、…必要な要請を行う。	適切な表現に修正する。	法第 16 条、法第 21 条
34	41	下から 6	3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	(1)市長は、…自衛隊の部隊等による <u>国民保護等</u> 派遣…。 …できない場合は、 <u>地方連絡部長</u> 等を…。	(1)市長は、…自衛隊の部隊等の派遣…。 …できない場合は、 <u>地方協力本部長</u> 等を…。	適切な表現に修正する。	県危機管理課

35	42	3	4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	4 他の市町村長に対する…。 (1)他の市町村長への応援の要求 市長は、…他の市町村長に対して応援を求める。 市長は、…応援を求める。 (2)県への応援要求 市長は、… <u>県知事</u> に対し応援を求める。 (3)他の地方公共団体に対する事務の委託 …市長の権限に属する事務…。	4 他の市町村長等に対する…。 (1)他の市町村長等への応援の要求 市長等は、…他の市町村長等に対して応援を求める。 市長等は、…応援を求める。 (2)県への応援要求 市長等は、… <u>県</u> に対し応援を求める。 (3)他の地方公共団体に対する事務の委託 …市長等の権限に属する事務…。	適切な表現に修正する。	法第 17 条、第 18 条、第 19 条
36	42	下から 4	5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	(1)市長は…なお、特に必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対し、…。	(1)市長等は…なお、特に必要があると認めるときは、 <u>地方自治法第 252 条の 17 第 1 項の規定に基づき</u> 、他の地方公共団体等に対し、…。	適切な表現に修正する。	法第 151 条
37	43	8	5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	(2)市長は、人命の救助等の…。	(2)市長等は、人命の救助等の…。	適切な表現に修正する。	法第 151 条
38	43	21	6	市の行う応援等	市長は、…他の市町村長から応援の求めがあった場合には…。	市長等は、…他の市町村長等から応援の求めがあった場合には…。	適切な表現に修正する。	法第 17 条
39	43	下から 8	6	市の行う応援等	<u>市は、他の市町村から…委託を受けた場合、その内容を公示するとともに、県知事に届け出る。</u>	他の市町村から…委託を受けた場合、 <u>市長は所定の事項を議会に報告するとともに、市はその内容を公示し、県知事に届け出る。</u>	適切な表現に修正する。	施行令第 4 条 災害対策基本法 施行令第 28 条
40	44	下から 4	8	住民への協力要請	(1)避難住民の誘導 …市の職員、 <u>消防職員</u> 及び消防団員…。 (3)消火、負傷者の搬送…に関する措置 市長若しくは <u>消防職員</u> その他の…。	(1)避難住民の誘導 …市の職員、 <u>消防吏員</u> 及び消防団員…。 (3)消火、負傷者の搬送…に関する措置 市長若しくは <u>消防吏員</u> その他の…。	適切な表現に修正する。	法第 70 条、第 115 条
41	46	15	1	警報の伝達等	ア 武力攻撃が迫り…含まれる場合 ・ <u>同報系防災行政無線</u> により、…周知するものとする。	ア 武力攻撃が迫り…含まれる場合 <u>原則として同報系防災行政無線</u> により、…周知するものとする。 なお、住民等への伝達手段は次のとおりである。 <u>(ア)サイレン（国が定めた放送方法による）</u> <u>(イ)防災行政無線</u> <u>(ウ)自治会を通じての伝達</u> <u>(エ)広報車</u> <u>(オ)ホームページへの掲載</u> <u>(カ)FAX（主に聴覚障害者に対して行う）</u>	県計画の記述に合わせる。	県危機管理課
42	46	下から 6	1	警報の伝達等	イ 武力攻撃が迫り…含まれない場合 ・ <u>原則として、サイレン</u> は…周知を図るものとする。	イ 武力攻撃が迫り…含まれない場合 原則として、サイレンは…周知を図るものとする。 なお、市長が特に必要と認める場合には、 <u>サイレンを使用して住民に周知を図る。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</u>	県計画の記述に合わせる。	県危機管理課

43	47	18	1	警報の伝達等	(3)緊急通報の伝達及び通知 (4)関係機関への警報の流れ	(3)関係機関への警報の流れ (4)緊急通報の伝達及び通知	記述順序を修正する。	県危機管理課
44	47	図	1	警報の伝達等	住民	住民及び関係のある公私の団体	適切な表現に修正する。	法第 47 条
45	49	3	2	避難住民の誘導等	実施要領の策定 … <u>県</u> その他関係機関の意見を聴いて…。	実施要領の策定 …関係機関の意見を聴いて…。	適切な表現に修正する。	県警察本部
46	49	20	2	避難住民の誘導等	【避難実施要領の項目】 ※ 市職員、 <u>消防団員</u> の配置等	【避難実施要領の項目】 ※ 市職員、 <u>消防職団員</u> の配置等	適切な表現に修正する。	法第 62 条第 2 項
47	51	4	2	避難住民の誘導等	避難実施要領伝達及び通知 …自衛隊地方 <u>連絡部長</u> 並びに…。	避難実施要領伝達及び通知 …自衛隊地方 <u>協力本部長</u> 並びに…。	適切な表現に修正する。	県危機管理課
48	51	図	2	避難住民の誘導等	市から関係機関への避難実施要領の流れ (知事 市長による…作成) <u>通知</u>	市から関係機関への避難実施要領の流れ (知事 市長による…作成) <u>避難の指示の通知</u>	適切な表現に修正する。	県危機管理課
49	52	5	2	避難住民の誘導等	避難誘導を行う関係機関との連携 … <u>警察官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)</u> による…。	避難誘導を行う関係機関との連携 … <u>警察官等</u> による…。	用語の定義において記述する。	
50	56	下から 6	2	関係機関との連携	(1)県への要請・連携 市長は、救援を実施するために…。 (2)他の市町村との連携 市長は、救援を実施するために…。 (3)日本赤十字社との連携 市長は、 <u>県知事</u> が…。	(1)県への要請・連携 市長は、 <u>事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために…。</u> (2)他の市町村との連携 市長は、 <u>事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために…。</u> (3)日本赤十字社との連携 市長は、 <u>事務の委任を受けた場合において、<u>県知事</u>が…。</u>	適切な表現に修正する。	法第 76 条 施行令第 11 条
51	57	10	3	救援の内容	(1)救援の基準等 市長は、武力攻撃事態等における…。	(1)救援の基準等 市長は、 <u>事務の委任を受けた場合において、武力攻撃事態等</u> における…。	適切な表現に修正する。	法第 76 条 施行令第 11 条
52	59	6	3	救援の内容	り D M A T (災害時医療支援チーム)の活用 …「Disaster Medical <u>Asistance</u> Team」…。	り D M A T (災害時医療支援チーム)の活用 …「Disaster Medical <u>Asistance</u> Team」…。	正確な単語に修正する。	
53	61	1	3	救援の内容	記述なし	(5) <u>医療活動を実施する際に特に留意すべき事項</u> <u>核攻撃又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃(NBC を用いた攻撃)の場合には、特殊な医療活動を実施する必要があるので、県と連携した対応に留意する。</u>	モデル計画の記述に合わせて追加する。	県危機管理課

54	63	8	3	安否情報の照会に対する回答	(2)安否情報の回答 市長は、住民等から安否情報について照会があったときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、速やかに回答する。	(2)安否情報の回答 市長は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うことなどにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。	モデル計画の記述に合わせる。	県危機管理課 県環境生活政策課
55	64	4	4	日本赤十字社に対する協力	市は、…安否情報を提供する。	市は、…安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ情報の提供を行う。	モデル計画の記述に合わせる。	県危機管理課
56	64	図	5	安否情報の収集・整理・提供の主な流れ	(県警察 県知事)協力	(県警察等 県知事)収集に協力	適切な表現に修正する。	県警察本部
57	65	枠内	5	安否情報の収集・整理・提供の主な流れ	(1)避難住民 住所 (2)死亡した住民 (上記 ~ に加えて) 死亡の日時… 遺体が安置…	(1)避難住民 住所(郵便番号を含む。) (2)死亡した住民 (上記 ~ 、____ に加えて) 死亡の日時… 遺体が安置…	適切な表現及び番号に修正する。	安否情報省令第1条
58	66	18	1	生活関連等施設の安全確保等	(2)武力攻撃災害の兆候の通報 市長への通報 消防職員は… 県知事への通知 市長は、…消防職員、…	(2)武力攻撃災害の兆候の通報 市長への通報 消防吏員は… 県知事への通知 市長は、…消防吏員、…	適切な表現に修正する。	法第98条
59	67	20	1	生活関連等施設の安全確保等	(4)危険物質等に…防止及び防除 …所要の調整を行う。 ア 危険物質等の…	(4)危険物質等に…防止及び防除 …所要の調整を行う。 【対象】 市内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。) 又は市内のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取扱うもの(法施行令第29条) 【措置】 ア 危険物質等の…	各措置を実施する対象を記述する。	県危機管理課
60	72	9	3	応急措置等	退避の指示 市長は、…退避の指示を行う。 この場合において…退避を指示する。	退避の指示 市長は、…退避の指示を行うことができる。 この場合において…退避を指示することができる。	適切な表現に修正する。	県危機管理課

61	77	7	2	被災情報の報告	(1)市は、被災情報の収集に当たっては、 <u>県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(…)</u> に基づき別に定める様式により、直ちに報告する。	(1)市は、被災情報の第1報については、 <u>県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(…)</u> 第1総則4(1)に規定する第3号様式により、直ちに報告する。	適切な表現に修正する。	県危機管理課
62	77	15	2	被災情報の報告	(2)…県知事及び消防庁に対し別に定める様式により、直ちに報告する。	(2)…県知事及び消防庁に対し火災・災害等即報要領第1総則4(1)に規定する第3号様式により、直ちに報告する。	適切な表現に修正する。	県危機管理課
63	80	9	2	避難住民等の生活安定等	(1)被災児童生徒等に対する教育 市教育委員会は、 <u>県教育委員会</u> と連携し…	(1)被災児童生徒等に対する教育 市は、 <u>県</u> と連携し…	適切な表現に修正する。	県環境生活政策課
64	80	下から5	3	生活基盤等の確保	(1)水の安定的な供給 水道事業者、 <u>水道用水供給事業者及び工業用水道事業者</u> である市は、…	(1)水の安定的な供給 水道事業者である市は、…	記述を修正する。	
65	82	1	3	特殊標章等に係る普及啓発	3 <u>特殊標章等及び赤十字標章等</u> に係る普及啓発	3 特殊標章等に係る普及啓発	適切な表現に修正する。	県危機管理課